

亀山市エネルギー価格高騰対策中小企業者等重点支援助成金 Q & A (商工業関係事業者用)

令和 7 年 2 月 2 8 日発行

I 交付対象者について

Q 1 どのような制度ですか？

A 1 この助成金は、エネルギー経費高騰の影響を受けている市内中小企業者等に対して事業活動において支払ったエネルギー経費（電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油及び重油の購入に要した経費）の一部を助成するものです。

Q 2 中小企業者等の定義は？

A 2 次のいずれかに該当するものです。

- ① 中小企業者等は、中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又は同条第 5 項に規定する小規模企業者
- ② 個人で開業し、主たる収入が事業所得又は雇用契約によらない業務委託等に基づく雑所得若しくは給与所得である個人事業者

Q 3 助成の対象となる条件は？

A 3 次の①～②のすべてに該当する方が対象です。不明な場合は、商工観光課商工業振興グループ（TEL84-5049）へお問い合わせください。

なお農業事業者については、農業関係事業者用の Q & A をご確認ください。

- ① 令和 7 年 3 月 1 日において、市内に本店、支店又は営業所を有し、かつ、市内において事業活動を営む中小企業者等であって、引き続き、市内で事業活動の継続を行う意思があること
- ② 令和 7 年 1 月から令和 7 年 3 月までの間の任意の 1 月に支払ったエネルギー経費（消費税抜）の合計額が 1 0 万円以上であること

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付対象外です。

- ・ 亀山市障がい福祉サービス施設物価高騰対策事業、亀山市高齢者福祉サービス施設等物価高騰対策事業又は民間の保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等への電気料金補助金交付事業の対象となる事業者
- ・ 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- ・ 医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、財団法人、学校法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、集落営農組合、中小企業等協同組合法に基づく組合）
- ・ 助成金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する中小企業、小規模事業者、個人事業者

Q 4 個人事業主の場合、請求者住所は何を記載すればよいか？

A 4 個人事業主の場合は、代表者の居住地住所を記載してください。

Q 5 個人事業主の場合、代表者の住民登録は亀山市であることが必要か？

A 5 個人事業主の場合は、代表者の住民登録が亀山市外であっても事業所が市内に在れば助成対象となります。ただし、エネルギー経費（助成金対象経費）は、市内の事業所で使用したものに限られます。

Q 6 複数の事業所や部門がある場合、切り分けて請求することはできますか？

A 6 請求は、法人又は個人事業主単位で認められるため、事業所や部門などが個々に請求することはできません。

Q 7 助成金の請求後、エネルギー経費に計上していない領収書が見つかった場合、再度、請求のやり直しはできますか？

A 7 助成金の再請求は、認めておりません。よって請求を行う前に、必ずエネルギー経費の領収書等がすべて揃っていることをご確認の上、請求してください。

Q 8 「みなし大企業」は対象となりますか？

A 8 対象になりません。なお、みなし大企業の要件は以下のとおりです。

- ① 発行済株式の総数又は出資価額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企

業が所有している中小企業・小規模事業者等

② 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業・小規模事業者等

③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

Q 9 当該助成金は、フリーランスも対象となりますか？

A 9 フリーランスとして活動されている方についても、市内に事業所（店舗等）が在り、税務署に開業届を提出している個人事業主として事業を行っており、支給要件「令和7年1月から令和7年3月の間の任意の1月に支払ったエネルギー経費（消費税抜）の合計額が10万円以上等の各種要件」を満たしていれば助成対象となります。（Q 3 参照）

Ⅱ エネルギー経費について

Q10 エネルギー経費（助成対象経費）は消費税抜きで計算しますか？

A10 エネルギー経費（助成対象経費）は、消費税抜きで計算してください。ただし、ガソリン税、軽油取引税、石油石炭税及び温暖化対策税については、助成対象経費に含めることができます。

Q11 エネルギー経費（助成対象経費）を教えてください。

A11 事業を行う上で必要な電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油及び重油の購入に要した経費をいいます。他者への販売を目的として購入したものは対象外です。

Q12 エネルギー経費の算定基準は、「使用月」で算定するのか、「支払い月」で算定するのか教えてください。

A12 エネルギー経費を実際に支払った「支払い月」で算定します。

（※各エネルギー経費の現金払いや銀行引き落とし、クレジットカード払いの支払い日（実際に口座から引き落とされる日）が、すべて同じ月である必要があります。）

Q13 会社で社員寮を持っており、電気代等の一部を会社が負担している。会社が負担している電気代等をエネルギー経費として計上してよいですか？

A13 社員寮の電気代は、特定の社員のために使用された電気代であり、会社の経費として計上していたとしても、エネルギー経費として助成対象になりません。

Q14 会社（事業所・工場等）に社員食堂を設置しており、会社の経費として計上している。会社が負担している電気代等をエネルギー経費として計上してよいですか？

A14 会社（事業所・工場等）に併設された社員食堂の電気代、ガス代等を会社の経費として計上している場合、エネルギー経費として助成の対象となります。

Q15 店舗を賃借して居酒屋を運営しているが、共益費の中に電気代も含まれている。貸主が共益費明細を作成すれば、電気代として認められますか？

A15 共益費は、明細書等があったとしてもエネルギー経費として認めることはできません。

Q16 店舗を賃借して居酒屋を運営しており、店舗の電力使用契約は貸主が行っている。毎月の電気料金は、貸主から毎月の使用量に応じた電気代の請求を受け、貸主に対して支払っている。当該電気料金はエネルギー経費として認められますか？

A16 貸主から子メーターの設置等により算出された実際の使用量に基づいた電気料金の請求が行われており、貸主に対して支払いが確認できる場合は、エネルギー経費として認められます。

Q17 不動産業を営んでいるが、共用部分の電気代等は、自社が負担している。エネルギー経費として認められますか？

A17 不動産業を営む上で、必要な経費の電気代はエネルギー経費として認めることができます。ただし、居住者から徴収する共益費等に共用部分の電気代を含む場合は、対象外とします。

Q18 エネルギー経費（ガソリン等）の領収書をすべて税理士に預けて確定申告をしてもらっているのに領収書を自分で保管していません。どうしたらいいですか？

A18 税理士から領収書を返還してもらい、その写しを添付して請求頂くことになります。

Q19 エネルギー経費（電気代、ガソリン等）の領収書は複数枚あるが、電気代の領収書だけで100万円に達している。ガソリン代等の領収書もすべて提出する必要はありますか？

A19 助成額の上限に達しているのであれば、エネルギー経費の領収書をすべて提出いただく必要はありません。

Q20 エネルギー経費（助成対象経費）は、市内の事業所で使用したものに限られますか？

A20 市内の事業所で使用したものに限られます。請求の際、市外の事業所における領収書が混在しないように注意してください。

Q21 エネルギー経費（助成対象経費）のうち、事業で利用しているものと事業以外で利用しているもの（家事など）が混在している場合は、按分が必要ですか？

A21 エネルギー経費（助成対象経費）は、按分の必要があります。様式第3号（第6条関係）の事業用割合欄に記載してください。税務申告を基準に、適正に請求してください。

Q22 収益事業と非収益事業の両方を実施している場合は、エネルギー経費（助成対象経費）の按分が必要ですか？

A22 エネルギー経費（助成対象経費）は、按分の必要があります。事業用割合欄を使用して請求してください。

（例）収益事業が70%の場合は事業用割合欄に70%と記入してください。

Q23 飲食店を営営していますが、農業も行っています。エネルギー経費（助成対象経費）は飲食店に係る分と農業に係る分を合算して算出できますか？

A23 農業以外の事業に係るエネルギー経費（助成対象経費）と農業に係るエネルギー経費を合算することはできません。主たる事業において1月のエネルギー経費の合計額を算出していただき、助成金の請求を行ってください。農業事業者として助成金の請求を行う場合は、農業事業者用のQ&Aもご確認ください。

（例）主たる事業が飲食店経営であり、農業に係るエネルギー経費の割合が30%の場合は事業用割合欄に70%と記入してください。

**Q24 A社は運送業を営んでおり、自社の敷地内にインタンクを設け、元売り業者から仕入れた燃料を自社のトラックに給油している。またB社は、A社のインタンクから自社のトラックへ燃料給油を行っており、B社が使用した燃料代は、A社に支払っている。A社は、元売り業者からの請求書・領収書をもって、助成金を請求できるか？
また、B社は、A社からの請求書・領収書をもって、助成金を請求できるか？**

A24 ガソリンや軽油等は、「危険物の規制に関する政令」における「給油取扱所等」から購入したものがエネルギー経費として認められます。

なお、ガソリンスタンドからではなく、元売り業者から購入している場合も、例外としてエネルギー経費として認めます。よって、A社は、助成金を請求することは可能です。

B社は、A社がガソリンスタンドや元売り業者でもないことから原則助成金の請求は出来ませんが、A社のインタンクが「危険物の規制に関する政令」における「給油取扱所等」で、各種法令に適合する場合は、助成金を請求することが出来ます。

なお、A社がエネルギー経費を算定する場合は、元売り業者から購入した金額から、B社に販売した燃料代を差し引く必要があるとともに、インタンクに給油した額ではなく、車輛等実際に、使用した燃料代に限ります。

Ⅲ その他

Q25 「広報かめやま」に掲載しましたか？

A25 広報かめやま3月1日号に掲載します。なお、亀山市ホームページにも掲載しています。

Q26 「請求書」はどこで入手できますか？

A26 請求書は、本庁舎、関支所にあるほか、亀山市ホームページからダウンロードできます。記入例を参考にして、ご記入ください。

URL <https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2023121900019/>

Q27 請求期間は？

A27 令和7年3月10日（月）～ 同年5月30日（金）（当日消印有効）

※助成決定額が予算額に達した時点で、請求期間の途中であっても請求受付は終了とさせていただきます。

※助成額の支払いは、4月以降になります。

Q28 助成金の請求方法は？

A28 請求書に必要事項を記入の上、添付書類と併せて、商工観光課商工業振興グループ（〒519-0195 本丸町577）へ郵送してください。

提出書類について詳しくは、商工業振興グループ（TEL84-5049）へお問い合わせいただくか、亀山市ホームページをご覧ください。

※請求書は、本庁舎、関支所にあるほか、亀山市ホームページからもダウンロードできます。

URL <https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2023121900019/>

※配達記録が確認できる簡易書留郵便等での郵送をお勧めします。

Q29 請求書類の提出は、窓口でもできますか？

A29 窓口持参による提出は受け付けておりません。郵送による受付のみとなります。

Q30 助成金の支払いは、受付順ですか？

A30 本市は、郵送された提出書類に不備や不足がないかを確認し、問題がなければ受付を行います。受付後に審査を開始し、助成対象として妥当か判断を行います。

審査の過程で疑義がある場合は請求者に照会を行い、提出された書類に不備や不足がある場合は補正を依頼します。その間、審査は保留となり、補正が完了次第審査を進めます。審査完了後に順次助成金の支払い手続きを行います。

Q31 請求書を記入するにあたっての注意事項はありますか？

A31 提出書類は、消えないボールペンで記入又はパソコン等で直接記入してください。消えるボールペンや鉛筆で記入されたものは受付できません。

請求者の代表者名は必ず自署でお願いします。自署でない場合は再度請求書の提出をお願いします。なお、押印がある場合は、この限りではありません。

様式第2号の誓約書の「誓約」欄は必ずお読みいただき、ご了承のうえ請求書に添付してください。

Q32 助成額について教えてください。

A32 令和7年1月から令和7年3月までの間の任意の1月に支払ったエネルギー経費（消費税抜）の合計額の区分に応じた額です。

※亀山市エネルギー価格高騰対策中小企業者等支援事業（Ver.4）において、請求は1事業者につき1回限りです。

支払ったエネルギー経費（消費税抜）の合計額（1月分）	助成額
10万円以上20万円未満	3万円
20万円以上30万円未満	6万円
30万円以上40万円未満	9万円
40万円以上50万円未満	12万円
50万円以上60万円未満	15万円
60万円以上70万円未満	18万円
70万円以上80万円未満	21万円
80万円以上90万円未満	24万円
90万円以上100万円未満	27万円
100万円以上	30万円

※エネルギー経費とは、電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油及び重油の購入に要した経費をいいます。他者への販売を目的として購入したものは対象外です。

Q33 令和7年1月から令和7年3月までの間の任意の1月に支払ったエネルギー経費の算定にあたっての注意点は？

A33 領収書や口座引き落とし通帳等に記載されている月が令和7年1月から令和7年3月までのものが対象となります。また、次の点に注意して算定を行ってください。

（例）2月10日から3月9日までの電気代が4月に口座から引き落とされた場合は、支払い月が4月となるため対象外です。

（注）月末締め翌月末の支払いの場合で、翌月末が土・日・祝日で翌々月のはじめに支払った場合は、同月内に支払ったエネルギー経費のどちらか1つが対象です。

（例）12月末（1/4）と1月末（1/31）に電気料金を支払った場合は、1/4又は1/31のどちらかに支払った分が、1月のエネルギー経費として対象になります。

Q34 クレジットカードによる支払いは、対象になりますか？

A34 令和7年1月から令和7年3月までに対象のエネルギー経費を含む支払いの口座引き落としが完了している場合は、クレジットカードによる支払いも対象になります。

また、助成金請求時には、請求書等のエネルギー経費の内容が記載された書類の写し、そのクレジットカードの利用明細書の写し（該当箇所以外黒塗り可）及び口座引き落としされた部分の通帳の写しを併せて提出してください。

なお、請求書等のエネルギー経費の内容が記載された書類の写しがなくクレジットカードの利用明細書で何を購入したか特定できない場合は、レシート等の添付が必要となりますので注意してください。

（例）令和6年10月に給油してクレジットカードで支払い、令和7年1月に口座から当該支払を含むクレジットカードの利用料が引き落とされた場合、1月分のエネルギー経費とみなします。

（例）令和7年2月に給油してクレジットカードで支払い、同年4月に口座から当該支払を含むクレジットカードの利用料が引き落とされた場合は、対象とはなりません。

Q35 ネットバンキングを使用しており通帳がありません。また、領収書の発行也没有ありません。どうしたらよいのか？

A35 ネットバンキングを使用している場合は、支払いが確認できる領収書等の代わりとして次の書類で請求可能です。（①②両方必要です）

- ① 振込控え（プリントアウトしたもので可）またはエネルギー経費の引き落としが確認できる口座の明細画面をプリントアウトしたもの
- ② 請求書、納品書（コピー可）（商品明細と購入者（請求者と一致）が確認できるもの）

Q36 領収書やレシートで注意すべき点は何ですか？

A36 助成対象経費が特定できることが必要です。

領収書やレシートに「商品一式」としか記載されておらず、何を購入

したか特定できない場合は、助成金を請求できません。購入内容が分かる内訳明細書（購入品の種類及び料金が確認できるもの）を添付してください。また、領収書の宛名に請求者が記載されていることを確認してください。領収書の宛名と助成金の請求者が一致している必要があります。

ただし、購入した事業者において、領収書ではなく、レシートしか発行されない場合は、様式第2号「誓約書」の中で「ご負担いただいた経費で間違いがない」旨の事項がありますので、その事項を含め全ての事項が誓約されているかを確認の上、レシートの場合でも受理します。

（注）「クレジットカード払い」の場合は、後日にエネルギー経費を含む支払いの口座引き落としが行われた月が「支払い月」になりますのでご注意ください。（Q34 参照）

Q37 事業実態の分かる書類は何を提出すればいいですか？

A37 法人は登記事項証明書の写し、法人市民税確定申告書第20号様式の写し又は許認可証の写し等のいずれかを提出してください。

個人事業主は、開業届の写し、許認可証の写し又は確定申告書の写し等のいずれかを提出してください。

ただし、これらの書類で市内で事業活動を行っていることが分からない場合は、会社概要パンフレットやホームページなどの写しも合わせて提出してください。

Q38 助成金の請求をする際、会社の決算期が3月で、助成金の請求が5月の場合、確定申告書の提出は、前年の申告書で可能ですか？

A38 税務署で定められている確定申告書の申告期限前であれば、前年の確定申告書でも可能です。

Q39 助成金はどのくらいで振り込まれますか？

A39 審査終了後、4月以降に指定口座に振り込みます。書類に不備があると審査に時間を要しますので、市へ提出前に書類を十分ご確認ください。